

1 実地指導及び監査等の状況について

(1) 指導

指導は、事業者等が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

② 実地指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

【平成30年度実地指導重点項目】

① 虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待、身体拘束、その他利用者等の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するため、虐待防止の指針やマニュアルを作成しているか、職員研修を実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、要件の検討、家族への説明及び同意、また諸記録の作成が行われているか等について確認し、その適正化を図る。

② 報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。

- ・平成30年度介護報酬改定に伴う改定事項の算定要件の確認
- ・介護職員処遇改善計画書の介護職員への周知

◎実地指導の実施方法の流れ

① 指導通知	市は、実施日約2月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、実地指導実施日2週間前までに事前資料を提出する。
③ 実地指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について 結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

(2) 監査

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、八街市介護保険施設等指導実施要綱第11条に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

① 監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

② 監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反の確認について必要があると認められる場合に行います。

・要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会・保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 実地指導において確認した指定基準違反等